

快活CLUB「会員規約」

2024年8月28日より快活CLUB会員規約を改定させていただきます。

(下線は変更部分を示します。)

現行規約	新規規約	備考欄
第1条(会員規約) ～第2条(本規約の適用) (条文省略)	第1条(会員規約) ～第2条(本規約の適用) (条文省略)	変更無
第3条(会員) 会員とは、当店の指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、当店に 対し登録の手続きをされた方で、当店が入会を承認した申込者をいいま す。	第3条(会員) 1.会員とは、当店の指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、当店に 対し登録をされた方で、当店が入会を承認した申込者をいいます。 2. 入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。 <u>(1) 本規約に記載の各条項に同意いただくこと。</u> <u>(2) 暴力団等の反社会的勢力に関係する者でないこと。</u> <u>(3) 過去に会員資格を取消されていないこと。</u> 3. 会員は、 <u>現在のみならず将来にわたって、自らが以下の各号に定める暴力団等の 反社会的勢力に該当しないこと。</u> <u>(1) 暴力団</u> <u>(2) 暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)</u> <u>(3) 暴力団準構成員</u> <u>(4) 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者</u> <u>(5) その他前各号に準ずるもの</u>	変更
第4条(入会手続き) ～第26条(専属合意裁判所) (条文省略)	第4条(入会手続き) ～第26条(専属合意裁判所) (条文省略)	変更無
附則 2023年6月8日 改定	附則 <u>2024年8月28日</u> 改定	変更